

掛川市監査委員告示第5号

掛川市監査委員事務局規程（平成17年掛川市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市監査委員 谷 雅 雄

掛川市監査委員 加 藤 一 司

第5条第1号中「係長、主任」を「主幹、係長、主査」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。